

令和7年度 土のうステーション管理業務委託
仕様書

都市創造部下水河川事業課

1. 本仕様書の適用範囲

この仕様書については、令和7年度土のうステーション管理業務委託に適用する。

2. 業務目的

本業務は、契約期間中（雨季の6ヶ月間（5～10月）、土のうステーション（全74箇所）の5、6、7、8、9、10月の6ヶ月間のうち5回（1回/月）の定期点検による土のうの補充・回収・処分に迅速に対応することを目的とする。

3. 想定数量

本業務で土のうステーションに補充する土のうの総数量としては、2,700個とする。

補充数が当該数量に満たない場合は、市が市民に配布する土のうの備蓄用として、市の指定する置き場に納品するものとする。その際の個数や納品時期については、高槻市、受注者協議の上、決定する。

4. 土のうの仕様

土のうの重量は10kg相当とし、約10cmの厚みを確保できるよう、土のう袋の規格は400×510mm相当を推奨する。（通常の20kg用土のう袋の既製品は480×620mm）

なお、土のう作製のまき土は、土壤汚染対策法適用基準値を満たし、その証明として外部機関の検査結果を添付すること。

5. 緊急時の対応

ゲリラ豪雨等の緊急時において、市からの要請後、1日中に臨時の土のうの補充・回収に対応できる体制とする。なお、補充の目安は各ステーションの在庫数が半数の50個以下とする。

6. 土のうの在庫確保

高槻市内に土のうの置き場を所有し、契約期間中、3,000個の在庫を常備確保できること。

7. 適正な処分

定期点検の結果、使用済みや老朽化に伴い硬くなった土のうは適宜回収し、リサイクル利用する他、適正に処分すること。

8. 関係法令等の遵守

業務の実施に当り、土壌汚染対策法等、関係法令を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

9. 中立性の保持

受注者は、常に中立性を保持するよう努めなければならない。

10. 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

11. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については高槻市、受注者協議の上、これを定める。

12. 内部通報に関する事項

受注者、又は受注者が本仕様書に定める業務等に従事させる者(以下「従事者」という。)は、当該業務の履行に際し、本市の事務事業に関して、法令に違反し、又は違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等から内部通報に関する規則」に基づき、その事実を本市に通報することができる。

受注者は、上記について、契約後すみやかに、従事者に周知するものとする。

13. 土地への立ち入り等

本業務に際し、作業班の内1人は必ず身分証明書を携帯するものとする。身分証明書は、コミュニティ等、関係人等からの請求があったときは、これを提示するものとする。身分証明書の内容については、委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき、発注者が交付するものとする。身分証明書の発行対象者は原則として現場担当者とするが、作業班の編成等に関連して別途必要となる場合は、契約後速やかにその適任者を届け出て交付を受けるものとする。受注者は、業務が完了した場合、または契約が解除された時等、身分証明書が不要となったときは、遅延なく発注者に返却するものとする。

受注者の過失により生じる損失については、受注者の負担とする。

1 4. 報告書

土のうステーションの管理業務は本仕様書に定めるところにより適正に行い、土のうステーション毎に定期点検月の土のうの補充・回収・処分個数を点検報告書、写真(補充前・後)にて報告すること。その他、業務遂行中にコミュニティ等、関係人や市民からの問合せがある場合は、早急に市担当者に報告し、対応について協議すること。

本業務における点検回数は、370回 (= 74^{箇所} × 1^{回/月} × 5^{ヶ月}) とする。

1 5. 土のうステーションの増設について

本業務の契約期間中に地元関係者からの要望により、土のうステーションを増設する場合があるが、土のうステーションに補充する想定数量の2,700個以内で収まる場合は、増設分の定期点検については設計変更の対象としない。